

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の一部改正について
—満3歳以上限定小規模保育事業の実施を可能とする基準の整備—

1 対象条例

- (1) 糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（議案第83号）
- (2) 糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（議案第84号）

2 改正の背景

従来の小規模保育事業は、原則として0～2歳児を対象としており、卒園後は保育所等へ移る必要がある。今回の法改正は、これら園の移行時の対応として、保育を必要とする満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業を全国で実施できるようにするものである。

3 制度の概要

対象は、保育を必要とする満3歳以上児、定員は6人以上19人以下で、設備及び職員配置は小規模保育事業A型相当の基準とする。先行して大阪府堺市、兵庫県西宮市、千葉県成田市が国家戦略特区を活用して取り組んできた制度を全国展開するものである。

4 市の教育・保育施設の全体像と今回の条例改正の位置づけ

